

(別紙 3)

令和 7 年度鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務公募型プロポーザル評価要領

1 業務の名称

令和 7 年度鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務

2 内容

県は、鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。

3 条件

業務委託仕様書による。

4 評価基準

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価内容ごとに、評価基準に従い評価を行い、その評価点に乗数を乗じて得たものの合計点（100 点満点）をその提案者の得点とする。

審査委員（5 名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価内容	評価基準	乗数	配点												
基本	事業実施目的を正しく理解し、企画提案書に反映されていること。	評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 点</td> <td>非常に優れている</td> </tr> <tr> <td>4 点</td> <td>優れている</td> </tr> <tr> <td>3 点</td> <td>標準的である</td> </tr> <tr> <td>2 点</td> <td>劣る</td> </tr> <tr> <td>1 点</td> <td>非常に劣る</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	評価基準	5 点	非常に優れている	4 点	優れている	3 点	標準的である	2 点	劣る	1 点	非常に劣る	2	10
評価点	評価基準															
5 点	非常に優れている															
4 点	優れている															
3 点	標準的である															
2 点	劣る															
1 点	非常に劣る															
通知書	通知書のレイアウトやデザインなどに効果的な工夫がなされていること。		2	10												
報告・効果検証	対象者の選定が適切であり、効果を期待できるものであること。		3	15												
	得られた数値等から効果的な分析をすることができること。		2	10												
	効果分析の結果が分かりやすく、県・市町村が活用しやすいこと。	2	10													
業務遂行能力に関する事項	過去に本業務と同様又は類似の業務実績があること。	2	10													
	通知対象者からの問い合わせに十分対応できる体制があるか。	1	5													
	責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定が適正であること。	1	5													
創意工夫	事業実施における優位性が認められ、独自の追加提案があるか。	2	10													
個人情報	個人情報保護や情報セキュリティに対する取扱いについて、管理体制が整っていること。	1	5													
見積価格	最低見積価格を提示した者は 10 点とし、それ以外の者は以下の計算式で算出される点数とする。 なお、予算額を超える見積は失格とする。	$10 \times \left[ \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}} \right]$	1	10												
	※ 小数点以下第 2 位未満の端数を切り捨てる。															
個人情報の漏えい等の有無（-5 点）	個人情報保護 【評価視点】 ・過去 2 年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	1	-													
内容			100													

5 最優秀提案者の選定方法

(1) 4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 採点した結果、複数の提案者が同一の得点で 1 位となった場合、審査会の各委員が 1 位とした人数の多い提案者を 1 位とする。1 位の数が同数であれば、2 位の人数を比較することとし、さらに同数であれば 3 位以下について同様に比較して最優秀提案者を決定する。

なお、すべてが同数であれば、経費の金額が最も低い提案者を採用することとし、金額が同じ場合は、該当する提案者について、審査委員が再度審査を行い、最優秀提案者を決定する。

6 その他

(1) プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。

(2) プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。